

広島県建設分野の革新技術活用制度 試行実施要領

平成27年 7月 1日制定

令和 6年 4月 1日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、広島県建設分野の革新技術活用制度で「試行により効果を確認する技術（以下「試行段階技術」という。）」に登録されている技術について、試行の計画・実施・報告・評価（検証）までの必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要領は、試行段階技術を工事等において活用し、「技術の成立性」及び「公共事業への適用性」等を確認することを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 試行 試行段階技術について、事務局が実際のインフラ整備等における施工性・耐久性などの検証やデータの蓄積・分析等を実施すると位置付けた工事等において活用することをいう。
- (2) 工事等 広島県土木建築局や農林水産局、上下水道部、県の外郭団体が発注する土木工事や業務委託、これらを実施する箇所以外で事務局がフィールドとして提供した県管理の公共土木施設をいう。
- (3) 登録事業者 自らが開発した技術について、広島県建設分野の革新技術活用制度実施要領第4条第1項の登録を受けた民間事業者等をいう。
- (4) 施工者 工事等における、工事の場合は元請負業者、業務の場合は直接の受注者をいう。
- (5) 発注者 工事等の発注者をいう。
- (6) 試行実施計画書 事務局が設置する審査会において設定された検証の必要性がある評価項目について、工事等においてどのような調査及び検証をするかを記した計画書をいう。
- (7) 事務局 広島県土木建築局技術企画課をいう。

(試行の実施計画)

第4条 申請者は、所定の様式により当該工事等における試行実施計画書を作成し、発注者または事務局の承諾を得るものとする。

(工事等の実施)

第5条 登録事業者、施工者、発注者は相互に協力し、誠意を持って試行を実施することとし、それぞれの責務は次の各号のとおりとする。

- (1) 登録事業者の責務 登録事業者は、試行段階技術に関する技術情報を施工者及び発注者に提供し、工事等の円滑で安全な施工に協力する。試行実施計画書による調査・検証を主導的にを行い、試行終了後、活用効果等の報告書を作成する。

(2) 施工者の責務 施工者は、試行実施計画書の内容を理解して施工し、登録事業者が行う調査・検証及び発注者が行う施工確認に協力する。

(3) 発注者の責務 発注者は、試行段階技術の施工状況等の確認を積極的に行う。

(試行実施報告書の作成)

第6条 試行実施報告書の作成に関して、次の各号のとおりとする。

(1) 試行実施報告書は、所定の様式に基づき作成し、電子データにより受渡しを行う。

(2) 写真及び図面等の電子データの型式等は、広島県電子納品実施要領（広島県土木建築局）に準拠する。

(3) 登録事業者は、所定の様式により、試行実施報告書の登録事業者記載欄に記入する。写真及び図面等のデータが不足する場合は施工者や発注者、事務局より提供を受けることとする。

(4) 施工者は、登録事業者が作成した試行実施報告書の記載内容を必要に応じて確認する。

(試行結果の評価)

第7条 事務局は、登録事業者より受渡しのあった試行実施報告書などを踏まえ、「技術の成立性」や「公共事業への適用性」の各評価項目について評価し、評価結果を記入した試行実施報告書を登録事業者に提供する。

(広島県建設分野の革新技术活用制度への再申請)

第8条 登録事業者は、評価結果を踏まえ、「技術の成立性」または「公共事業への適用性」を改良した後、改良前と比べて有意差のあることを示す根拠資料を添えて申請手続きを再度行うことができる。

(所掌)

第9条 この要領に関する事務は、広島県土木建築局技術企画課において所掌する。

附 則

1 この要領は、平成27年 7月 1日から施行する。

2 この要領は、令和 6年 4月 1日から改正施行する。